

倉吉市職員の定年等に関する条例等の一部改正等に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第8号

倉吉市職員の定年等に関する条例等の一部改正等に伴う関係規則の整備等に関する規則

(倉吉市職員の定年等に関する規則の一部改正)

第1条 倉吉市職員の定年等に関する規則(昭和60年倉吉市規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定年に達している者の任用)</p> <p>第2条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4に規定する職員を除く。)の採用は、採用しようとする者が定年に達しているときは、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者のうち、引き続き特別職に属する地方公務員の職、他の地方公共団体に属する地方公務員の職その他市長が認める職に就き、引き続きこれらの職に就いている者の、その者が当該採用に係る職を占めているものとした場合に定年退職(条例第2条の規定により退職することをいう。以下同じ。)をすることとなる日以前における採用については、この限りでない。</p> <p>(勤務延長に係る職員の同意)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(定年に達している者の任用)</p> <p>第2条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第4項に規定する職員を除く。)の採用は、採用しようとする者が定年に達しているときは、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者のうち、引き続き特別職に属する地方公務員の職、他の地方公共団体に属する地方公務員の職その他市長が認める職に就き、引き続きこれらの職に就いている者の、その者が当該採用に係る職を占めているものとした場合に定年退職(条例第2条の規定により退職することをいう。以下同じ。)をすることとなる日以前における採用については、この限りでない。</p> <p>(勤務延長に係る職員の同意)</p> <p>第3条 略</p>
<p><u>(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)</u></p> <p>第4条 <u>任命権者は、定年前再任用(条例第12条の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下この条及び次条において「定年前再任用希望者」という。)に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。</u></p> <p>(1) <u>定年前再任用を行う職に係る職務内容</u></p> <p>(2) <u>定年前再任用を行う日</u></p> <p>(3) <u>定年前再任用を行う場合の勤務地</u></p> <p>(4) <u>定年前再任用を行う場合の給与</u></p>	

(5) 定年前再任用を行う場合の1週間当たりの勤務時間

(6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第5条 条例第12条の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

(1) 勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(辞令又は通知書の交付)

第6条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令又は通知書を交付しなければならない。ただし、第1号、第5号又は第7号に該当する場合のうち、辞令又は通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、適当な方法をもって辞令又は通知書の交付に代えることができる。

(1)～(5) 略

(6) 定年前再任用を行う場合

(7) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員(条例第12条により任用された職員)が当然に退職する場合

(職員への周知)

第7条 略

(報告)

第8条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長及び再任用の状況を市長に報告しなければならない。

(その他)

第9条 略

(辞令又は通知書の交付)

第4条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令又は通知書を交付しなければならない。ただし、第1号又は第5号に該当する場合のうち、辞令又は通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、適当な方法をもって辞令又は通知書の交付に替えることができる。

(1)～(5) 略

(職員への周知)

第5条 略

(報告)

第6条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を市長に報告しなければならない。

(その他)

第7条 略

(倉吉市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第2条 倉吉市職員の退職管理に関する規則(平成28年倉吉市規則第24号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(任命権者への再就職の届出を要しない場合) 第14条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 略 (2) <u>法第22条の4第1項</u> の規定により職員として採用された場合	(任命権者への再就職の届出を要しない場合) 第14条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 略 (2) <u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u> の規定により職員として採用された場合

(3) 略	(3) 略
-------	-------

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年倉吉市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>第9条の3 任命権者は、短時間勤務職員（条例第2条第3項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>をいう。以下同じ。）に時間外勤務を命ずる場合には、短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第14条の規則に定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、その期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>1～16 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務したことが相当であると認められる場合</td> <td>一の年の<u>6月</u>から<u>10月</u>までの期間内における、週休日、条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日間の範囲内の期間</td> </tr> <tr> <td>18～25 略</td> <td></td> </tr> </table>	1～16 略		17 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務したことが相当であると認められる場合	一の年の <u>6月</u> から <u>10月</u> までの期間内における、週休日、条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日間の範囲内の期間	18～25 略		<p>第9条の3 任命権者は、短時間勤務職員（条例第2条第3項に規定する<u>短時間勤務職員</u>をいう。以下同じ。）に時間外勤務を命ずる場合には、短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第14条の規則に定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、その期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>1～16 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務したことが相当であると認められる場合</td> <td>一の年の<u>7月</u>から<u>9月</u>までの期間内における、週休日、条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日間の範囲内の期間</td> </tr> <tr> <td>18～25 略</td> <td></td> </tr> </table>	1～16 略		17 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務したことが相当であると認められる場合	一の年の <u>7月</u> から <u>9月</u> までの期間内における、週休日、条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日間の範囲内の期間	18～25 略	
1～16 略													
17 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務したことが相当であると認められる場合	一の年の <u>6月</u> から <u>10月</u> までの期間内における、週休日、条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日間の範囲内の期間												
18～25 略													
1～16 略													
17 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務したことが相当であると認められる場合	一の年の <u>7月</u> から <u>9月</u> までの期間内における、週休日、条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日間の範囲内の期間												
18～25 略													

(倉吉市現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第4条 倉吉市現業職員の給与に関する規則（昭和44年倉吉市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(短時間勤務職員の給料)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、給与条例第4条の2第2項に規定する職員の例による。</p>	<p>(短時間勤務職員の給料)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、給与条例第4条の2第2項に規定する職員の例による。</p>

(倉吉市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 倉吉市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成16年倉吉市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児短時間勤務職員、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員に係る通勤手当の減額) 第8条の2 略	(育児短時間勤務職員、 <u>再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員に係る通勤手当の減額) 第8条の2 略

(倉吉市職員の再任用に関する条例施行規則の廃止)

第6条 倉吉市職員の再任用に関する条例施行規則（平成25年倉吉市規則第24号）は、廃止する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2条第4項の規定は、公布の日から施行する。

2 この附則において「令和4年定年改正条例」とは、倉吉市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年倉吉市条例第26号）をいう。

(暫定再任用の取扱い)

第2条 任命権者は、暫定再任用（令和4年定年改正条例附則第3項又は第4項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- (3) 暫定再任用を行う場合の勤務地
- (4) 暫定再任用を行う場合の給与
- (5) 暫定再任用を行う場合の1週間当たりの勤務時間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

2 令和4年定年改正条例附則第3項及び第4項に規定する規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

3 任命権者は、次に掲げるいずれかの場合に該当する場合は、職員に辞令又は通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に該当する場合で、辞令又は通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、適当な方法をもって辞令又は通知書の交付に代えることができる。

- (1) 暫定再任用を行う場合
- (2) 暫定再任用短時間勤務職員（令和4年定年改正条例附則第6項の暫定再任用短時間勤務職員をいう。次号において同じ。）の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により暫定再任用短時間勤務職員が当然に退職する場合

4 第1項に規定する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

(倉吉市職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う暫定再任用短時間勤務職員についての経過措置)

第3条 令和4年定年改正条例附則第6項の暫定再任用短時間勤務職員は、第2条の規定による改正後の倉吉市職員の退職管理に関する規則第14条第2号に掲げる場合のものとして採用された職員とみなす。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う暫定再任用短時間勤務職員についての経過措置)

第4条 令和4年定年改正条例附則第6項の暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条の3の定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(倉吉市現業職員の給与に関する規則の一部改正に伴う暫定再任用短時間勤務職員についての経過措置)

第5条 令和4年定年改正条例附則第6項の暫定再任用短時間勤務職員は、第4条の規定による改正後の倉吉市現業職員の給与に関する規則第2条の2第2項の短時間勤務の職を占める職員とみなす。

(倉吉市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部改正に伴う暫定再任用短時間勤務職員についての経過措置)

第6条 令和4年定年改正条例附則第6項の暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の倉吉市職員の通勤手当の支給に関する規則第8条の2見出しの定年前再任用短時間勤務職員とみなす。